

大津市と滋賀短期大学との幼児教育・保育分野における就職支援協定書

大津市（以下「甲」という。）と滋賀短期大学（以下「乙」という。）は、大津市内の幼児教育・保育の次代を担う人材育成と確保を図るため、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力し、市内の幼児教育・保育施設の情報等を提供するなど、幼児教育・保育分野における学生の就職活動を支援することにより、市内における幼児教育・保育を担う人材の不足の解消を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業について連携し、協力するものとする。

- (1) 学生に対する市内の幼児教育・保育施設情報、各種就職イベント、大津市での仕事と暮らしに関するメリットや魅力の周知に関すること
- (2) 大学内等における就職相談会等の開催に関すること
- (3) 保育人材確保事業への協力に関すること
- (4) その他、学生の就職支援に関すること

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法など具体的な事項については、甲乙協議の上、相互の事業に支障のない範囲で別途定める。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するために、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業等を実施するにあたり、相手方から知りえた情報を守秘し、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれかから特段の意思表示がない場合、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（変更及び解除）

第6条 甲及び乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲乙協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携・協力に関し必要な事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月16日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市

大津市長

越 直美

大津市竜が丘24番4号

乙 滋賀短期大学

学 長

秋山元秀